

登別市告示第158号

公示送達書

差押関係書類について、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、地方税法第20条の2の規定により公示送達します。

なお、当該書類は、登別市市民生活部税務グループに保管し、送達を受けるべき者に対し、いつでも交付します。

また、この掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、当該書類の送達があったものとみなされます。

令和 8年 8月24日

登別市長 小笠原 春



記

公示送達を受けるべき者 別紙「差押関係書類公示送達者一覧」のとおり

差押関係書類公示送達者一覧

1 差押調書謄本（滞納者用）

住所（所在地）	氏名（名称）
タイ	UENO THAMONWAN

2 配当計算書（謄本）

住所（所在地）	氏名（名称）
タイ	UENO THAMONWAN

3 納期限変更書

住所（所在地）	氏名（名称）
タイ	UENO THAMONWAN

4 公売通知書

住所（所在地）	氏名（名称）
タイ	UENO THAMONWAN